

【附 録】

平成 24 年度

# 旧知の障害児施設 緊急実態調査Ⅱ報告

旧知の障害児施設  
緊急実態調査Ⅱ報告

財団法人日本知的障害者福祉協会  
児童発達支援部会

## — も く じ —

調査経過	
はじめに	366
1. 施設の現状	367
定員数、現員数・在籍数、措置・契約等の状況	
2. 新規入所・退所の状況	371
3. 障害者支援施設の指定等について	372
4. 今後の障害児入所施設の方向性について	374
5. 各種加算の申請状況	376
6. 新事業等の実施状況	377
別表 都道府県別一覧	378
おわりに	380
調査票	

## ○ 調査経過

**調査目的** 緊急調査は、児童福祉法改正施行（平成24年4月）以降の実態を把握することを目的に実施した。

**調査基準日** 平成25年2月1日（調査日 平成25年2月15日～22日）

**調査方法** FAXによる送信，回収とした。

**回答施設** 有効回答180施設（旧福祉型自閉症児施設含む）4月緊急調査の169施設の回答を上回っているが、概ね4月調査のデータ数に近似性があるため前回との比較分析はしていないが必要に応じて前回のデータを括弧で表示している。

**集計方法** 調査設問における空欄等は、不明として集計しないで処理した。従って、集計表において不明数を表示していない場合は、合計数が基礎総数と一致しない。また、比率の表示は小数第2位以下を切り捨てて表記している。

# はじめに

知的障害児施設は、平成24年4月1日の児童福祉法改正施行により福祉型の障害児入所施設となった。今回の法改正は、児童福祉法制定以来の大改革で、法制定時からの障害種別による施設類型から医療型、福祉型の障害児入所施設となったが、主たる障害種別を対象とする激変緩和の経過措置等により現状維持が図られた。また、昭和42年以来の満20歳以上の在所延長規定の廃止が盛り込まれ、満18歳の誕生日の前日の保護者の居住地の市町村を実施機関として都道府県から事務の移管がなされた。法改正施行の状況を把握するために平成24年4月1日を基準日として5月に緊急調査を実施し、この法改正施行の状況を施設側から見た実態から様々な課題、混乱が生じていることについて10月報告書で示した。

4月当初に見られた混乱がどのように推移しているのかを確かめるために平成25年2月に緊急調査ⅡとしてFAXによる調査を実施した。調査結果は、平成25年3月7日に開催される部会協議会児童発達支援部会において中間報告を行うとともに、最終報告をまとめることとする。

今回の法改正において、障害児入所施設は、在所延長規定の廃止により、今後の方向として、次の3つの選択肢のなかから、平成30年までの6年間のうちにいずれかを決定しなければならない。

- ①児童施設として維持
- ②成人施設の併設
- ③成人施設への転換

今回の調査では、満20歳以上の在籍数が多い施設においても「①児童施設として維持する」と回答している施設が多くみられた。満20歳以上の在籍者の障害福祉サービスへの移行を促進し、障害児入所施設における在所延長者をゼロとする対策の実行が課題となる。

今回の法改正においては、「現に存する入所者が無理に移行（退所）させられることがないように、障害福祉サービスの指定を受ける必要がある」として、特例措置を設け、児童施設に障害者支援施設の指定を付与することで対応した。そのことについても保護者が保護義務者としての必要な対応ができない、していない場合の混乱からその課題が浮き彫りになった。一例をあげると、児童施設では健康保険証の交付がなくても全額公費で受診券による対応ができたが、成人施設の場合は受診券がなくなり、国民健康保険に加入する必要があるため、医療費の自己負担の支払いは年金が入金されるまで窮するなど様々な矛盾が生じた。従って、満18歳から満20歳までの、年金給付が得られるまでの対応の課題が現実のものとなっている。

ともあれ、この児童福祉法改正施行時の混乱を乗り越え、今後の障害児支援体制の確立のため施設現場として改革に向けての課題解決への努力を惜しまないことが求められている。

平成25年3月

財団法人 日本知的障害者福祉協会  
児童発達支援部会長 田中 齋

## 1. 施設の現状

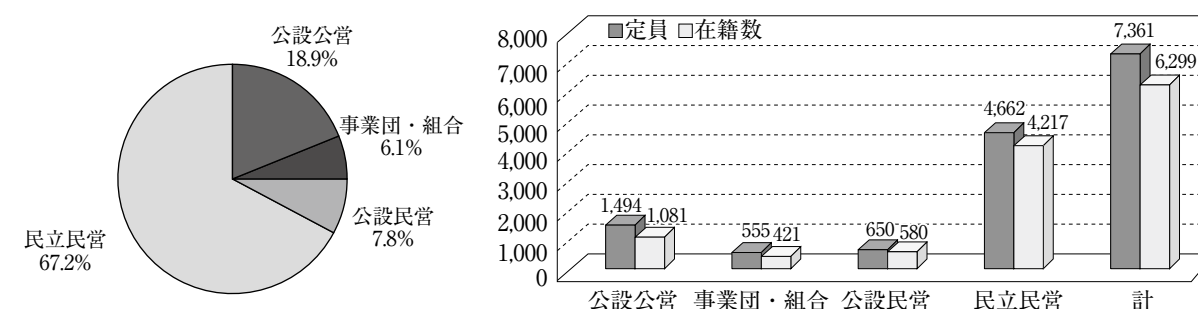
### (1) 基本事項 定員・在籍数・在籍率（平成25年2月1日現在）【表1】

定員は7,361人（前回調査7,214人）在籍数6,299人（前回6,030人）在籍率85.6%（前回83.5%）であった。

※前回調査＝平成24年4月実施調査

満18歳以上の在所延長者数は2,171人（前回1,765人）、在所延長率34.5%（前回29.3%）であった。

設置主体別でみると民立民営は36.9%と一番高く、事業団・事務組合が34.9%、逆に低いのが公設公営で26.6%である。



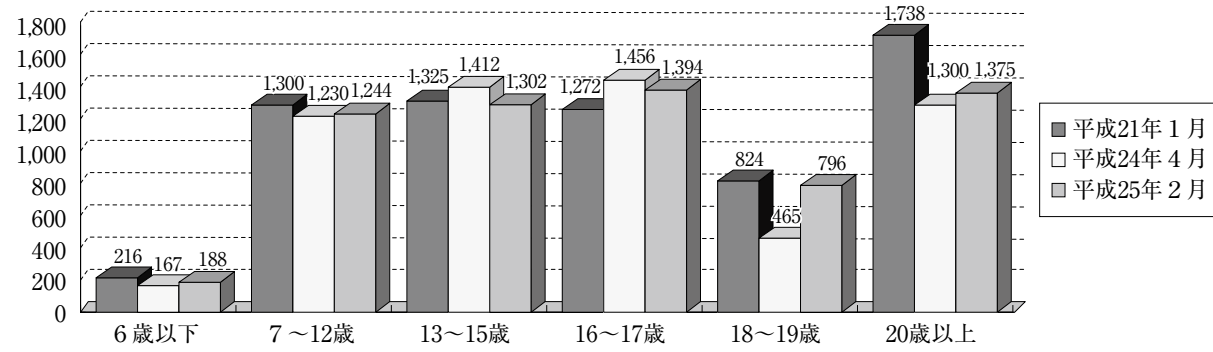
【表1】基本事項一覧

※ 延長児率は、満18歳以上の在所延長児童数の比率

設置主体	施設数	定員	在籍数	在籍率	延長児率	措置数	措置率	18歳未満措置率
公設公営	34	1,494	1,081	72.4	26.6	458	42.3	52.08
事業団・組合	11	555	421	75.9	34.9	173	41.1	54.74
公設民営	14	650	580	89.2	30.9	217	37.4	46.88
民立民営	121	4,662	4,217	90.5	36.9	1,974	46.8	63.20
計	180	7,361	6,299	85.6	34.5	2,882	44.8	58.91
24年4月1日	169	7,214	6,030	83.5	29.3	2,584	42.8	56.44
21年1月15日	168	7,585	6,675	88.0	38.4	2,706	40.54	54.83

### (2) 在籍児童の状況【表2】

年齢別在籍数は、満18歳未満は4,128人65.6%（前回4,265人70.7%）、満18歳～20歳未満が796人12.6%（前回465人7.7%）、満20歳以上が1,375人21.8%（前回1,300人21.5%）で、在所延長対象児童は2,171人34.5%（前回1,765人29.3%）であった。年度当初から年度末の間に誕生日がきて満18歳、満20歳になる人数が増えることから在所延長対象児童が増加している。



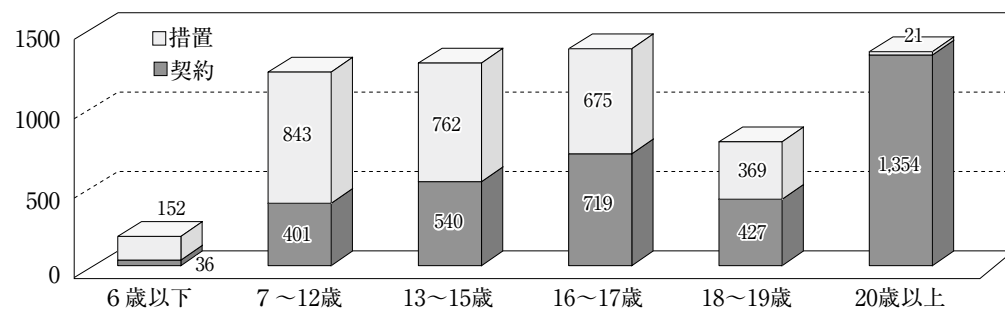
【表2】年齢別在籍数、措置・契約の状況

25年2月1日		6歳以下	7～12歳	13～15歳	16～17歳	18～19歳	20歳以上	計
在籍数		188	1,244	1,302	1,394	796	1,375	6,299
%		2.9	19.7	20.6	22.1	12.6	21.8	100
		4,128 (65.5%)				2,171 (34.5%)		
内訳	契約	36	401	540	719	427	1,354	3,477
	措置	152	843	762	675	369	21	2,822
	措置率	80.9	67.8	58.5	48.4	46.1	1.5	44.8
		2,432 (58.9%)				390 (17.9%)		

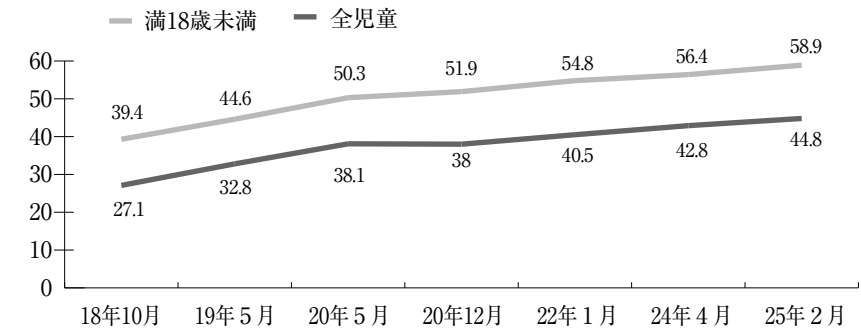
(3) 措置・契約の適用状況【表2】

措置率は、在籍全体で44.8%（法改正施行時の前回調査42.8%）、満18歳未満の在籍児童では58.9%（前回調査56.4%）であった。

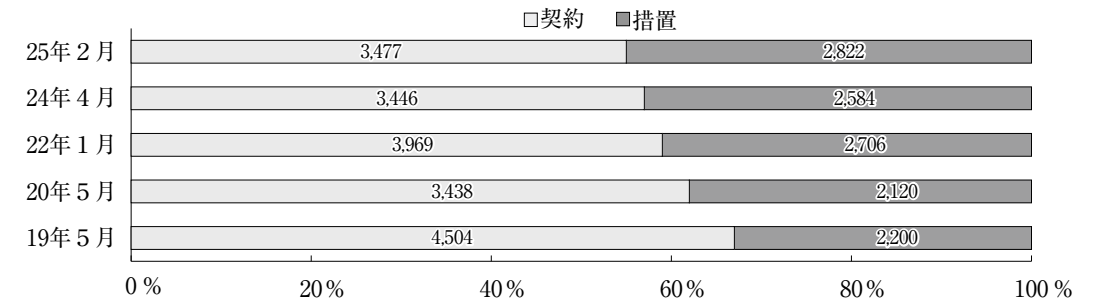
年齢別支給決定



措置率は、前回調査より満18歳未満で2.5ポイント高くなっている。参考まで措置率等の推移は、次のグラフの通り年々措置率が高くなっている。在所延長者が退所して満18歳以下の在籍率が増加すれば更に措置が増えることが見込まれる。



措置率の推移

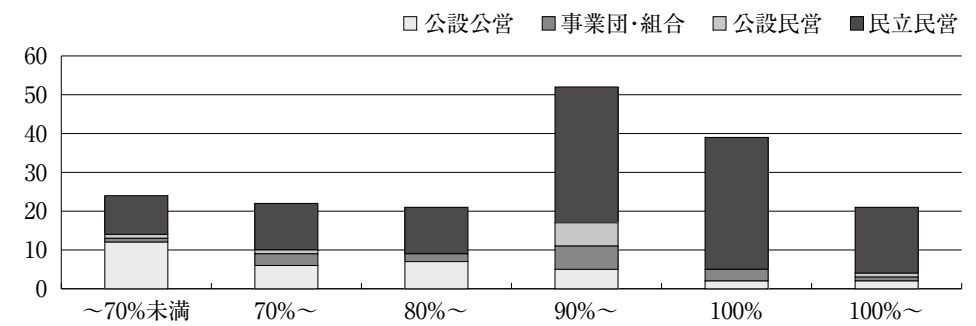


契約・措置の推移

(4) 在籍率の状況【表3】

在籍率別の状況は、従来の暫定定員の設定にかかる開差是正措置の基準であった90%を超えているのは、113施設62.7%（前回89施設52.6%）。うち100%・100%超は、60施設33.3%（前回34施設20.1%）である。

在籍率が80～90%未満が21施設（前回27施設）、80%未満が46施設25.5%（前回53施設31.3%）で、今後、児童施設の維持に向けて定員改定等の検討が必要となる。また、措置費が現員現給、給付費が日額制であるため、在籍率が施設の運営財政基盤に深刻な影響をもたらす。常に満床とでない職員確保等が困難となり、定員数の検討が課題となる。満20歳で退所する通過型施設として、施設運営上の課題となる。



在籍率別施設数

【表3】在籍率別の施設の状況

在籍率	～70%未満	～80%未満	～90%未満	～100%未満	100%	100%超	計
施設数	24	22	21	53	39	21	180
%	13.3	12.2	11.6	29.4	21.6	11.6	100
公設公営	12	6	7	5	2	2	34
事業団・組合	1	3		6		1	11
公設民営	1	1	2	6	3	1	14
民立民営	10	12	12	36	34	17	121
24年4月	21 (12.4%)	32 (18.9%)	27 (15.9%)	55 (32.5%)	21 (12.4%)	13 (7.6%)	169
21年1月	19 (11.3%)	14 (8.3%)	26 (15.5%)	46 (27.5%)	40 (23.9%)	22 (13.1%)	168

(5) 在所延長の状況【表4】

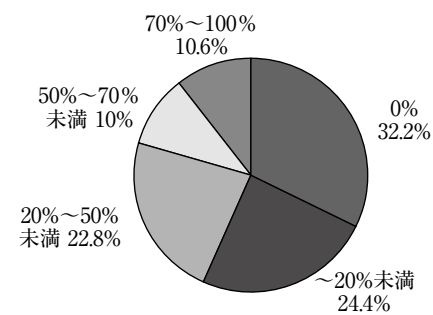
満18歳以上の在所延長は、児童福祉法の対象年齢が満18歳未満であることから、在所延長については法定年齢を超過するという意味で『過齡児』という表現で実態を調査してきた。

今回の調査では、満18歳以上の在籍数が2,171人34.5%と前回4月調査における29.3%より5.2ポイント増加している。前回4月調査における回答施設と今回の回答施設が必ずしも同一ではないため単純な増減の判断は難しいが、4月調査と今回調査を比較すると在所延長年齢児童が増加していることから、年度内に在所延長となり、法改正前の状況に戻っていることが推察される。

児童福祉法の改正により満20歳以上の在所延長規定が廃止となったが、前回調査では4月1日の改正施行時の満20歳以上が1,300人（在籍数の21.5%、21年調査26.0%）だったものが、今回は1,375人と75人増加している。

満20歳以上の在籍率別の施設の状況は、50%を超えるのが37施設20.5%（前回34施設20.1%）、そのうち70%以上が19施設、さらに100%は1施設と、今後、児・者併設型施設や成人施設等への転換を予定・検討している。

一方、満20歳以上が1人も在籍していない施設は58施設32.2%（前回57施設33.7%）、10%未満が27施設（15.0%）、20%未満が17施設と児童中心の施設が102施設（56.6%）である。



満20歳以上の在籍率別の状況

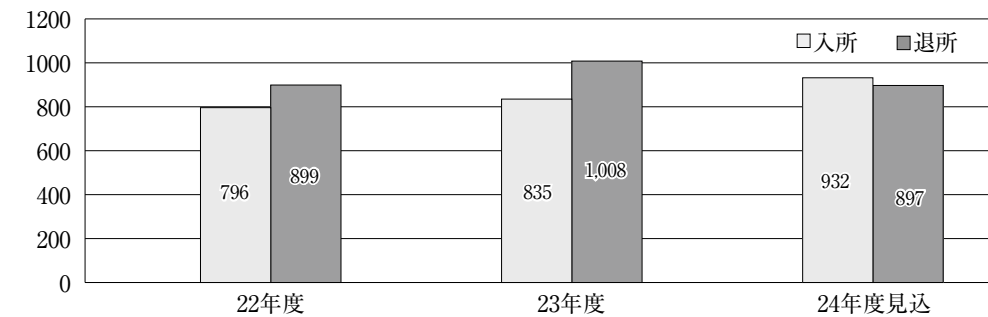
【表4】満20歳以上の在籍率の状況

在籍率	0%	～10%未満	～20%未満	～30%未満	～40%未満	～50%未満	～70%未満	70%以上	100%
施設数	58	27	17	14	17	10	18	18	1
%	32.2	15.0	9.4	7.7	9.4	5.5	10.0	10.0	0.5
公設公営	17	6	4	2	1			4	
事業団・組合	2	3		2	1	1	1	1	
公設民営	5	1	2	2	1	2	1		
民立民営	34	17	11	8	14	7	16	13	1
24年4月	57	23	23	15	12	5	20	13	1
21年1月	33	26	25	23	9	12	16	21	2
20年12月	33	37	26	24	13	15	15	18	1
19年5月	31	33	25	24	12	13	17	19	3

## 2. 新規入所・退所の状況【表5】

平成24年度の入退所数は、入所932人、退所897人で35人の在籍増である。また、措置・契約では措置が51.1%と契約を上回り、退所は、契約の方が多いことから在籍全体での措置率が高くなる状況にある。

平成24年度に退所した者のうち、満18歳以上は、114施設185人で退所数の20.6%である。



【表5】入所・退所の状況

24年度		4月～1月末		2月～3月末見込		計	
入所数	措置	359	50.9%	118	51.9%	477	51.1%
	契約	346	49.1%	109	48.0%	455	48.8%
	計	705	100%	227	100%	932	100%
退所数	措置	140	40.5%	266	48.3%	406	45.3%
	契約	206	59.5%	285	51.7%	491	54.7%
	計	346	100%	551	100%	897	100%
在籍数増減		359		△324		35	

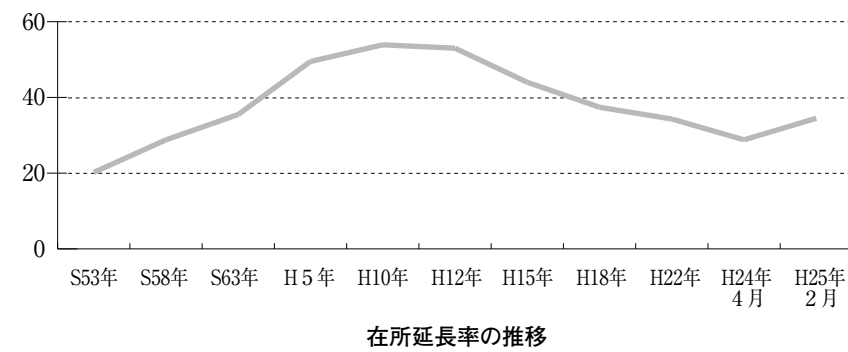


### 3. 障害者支援施設の指定等について

#### (1) 在所延長率の状況

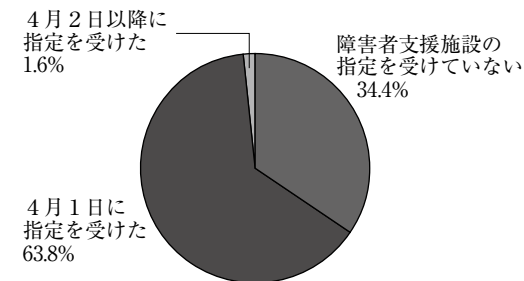
在所延長の状況は、前項で触れた。前回調査（24年4月実施）では、平成24年4月の法改正施行に向けて満18歳以上の退所を促進したことから在所延長率は低下していたが、今回は34.5%で例年のレベルに戻っている。児童施設の特徴として3月末の年度切り替えに退所が集中し在籍数が減少して、4月以降に徐々に入所して在籍率が回復する。また、年度内に18歳、20歳の誕生日を迎えるために在所延長率も上昇する特徴がある。従って4月は一番在籍率や在所延長率が低くなっている。

これまでの在所延長率の経過を踏まえて、今後の障害児入所施設、特に旧知的障害児施設としての将来像に対する方針決定が求められる。



#### (2) 障害者支援施設の指定【表6】

今回の児童福祉法改正は、満20歳以上の在所延長措置が廃止され、対象者が行き場がないまま退所させられないように経過措置が設けられ、臨時的に障害者支援施設の指定をして給付費が支弁された。法改正施行時の平成24年4月1日に障害者支援施設の指定を受けたのは115施設63.8%（前回調査63.9%）であった。年度内に満20歳以上が在籍することになり4月2日以降に指定を3施設が受けている。



指定を受けていない施設は、62施設34.4%で、前回調査での26.6%に比して7.8ポイント増加したが、指定を受けていない施設の回答が多かったことが増加の要因といえよう。

今回調査の25年2月では満20歳以上の在籍者は1,375人である。

【表6】 障害者支援施設指定等の状況

障害者支援施設の指定の状況	施設数	%
平成24年4月1日に障害者支援施設の指定を受けた	115	63.8
平成24年4月2日以降に障害者支援施設の指定を受けた	3	1.6
満20歳以上の在籍者がいないため障害者支援施設の指定を受けていない	62	34.4

#### (3) 満18歳から20歳未満の在籍者の対応【表7】

満18歳から20歳までの対応については、市町村にケース移管して経過的障害者支援施設の介護給付費での対応か、法第31条及び法24条に基づく児童相談所判断による措置費での対応か、障害児入所給付費での対応かの状況を把握したかったが、設問の仕方の関係もあり無記入が多く正確な数字が出ていない。年齢と措置とのクロスから措置費は300人と推計できる。市町村に事務移管され、介護給付費は80人、障害児給付費が225人となっている。

【表7】 満18歳～20歳未満の対応の状況

満18歳～20歳未満の在籍する施設数 171施設（95.0%）	介護給付費	措置費	障害児給付費
	80人	300人	225人

#### (4) 児童相談所等との協議【表8】

満18歳から20歳までの対応は、経過的障害者支援施設の指定を受けていなければ、基本的には都道府県が障害児入所給付費の扱いをすることになるが、障害者支援施設の指定を受けていれば児童福祉法で対応するのか、障害者総合支援法とするかは、都道府県がガイドラインを施設と保護者に示し混乱のない事務手続きをするべきで、4月当初は混乱している実態があった。

満18歳以上の対応について施設では、児童相談所と協議を行ったのは72施設40.0%、都道府県の所管課との協議は58施設32.2%に止まり、事務手続きや説明等が円滑に進んでいないことの表れといえる。

【表8】 満18歳以降の対応についての協議

	施設数	%
4月以降、満18歳以上の対応について児童相談所と協議を行った	72	40.0
4月以降、満18歳以上の対応について都道府県所管課と協議を行った	58	32.2

#### (5) 今後、満18歳になる年度別の人数【表9】

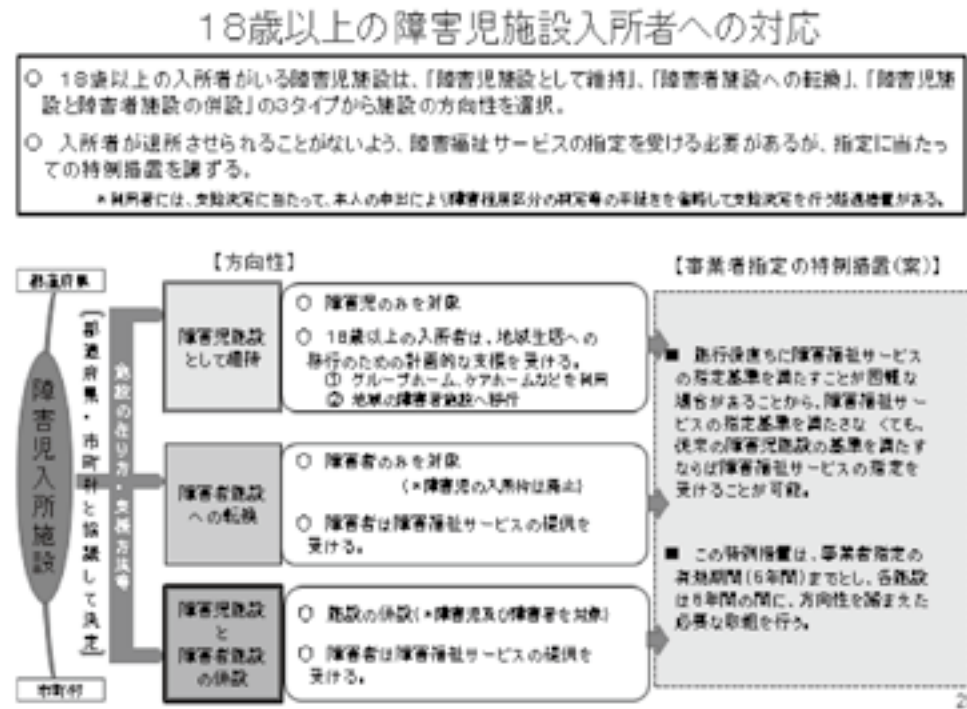
平成24年4月1日の法改正から今後6年間の在所延長対象者の状況をみると、現在の在籍児のうち6年間で3,308人が新たに満18歳以上になる。向こう3年間は650人のペースで満18歳を迎える。従って、満20歳までの養護の方針及び措置及び契約に関して、実施主体の移管等、円滑な協議決定が必要であるととも障害者福祉サービスへの移行を担保する方策を確立する必要がある。

【表9】 新たに満18歳以上になる人数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
新たに満18歳以上になる人数	657	658	682	518	432	361	3,308
在籍数比（対6,299人比）	10.4%	10.4%	10.8%	8.2%	6.8%	5.7%	52.5%

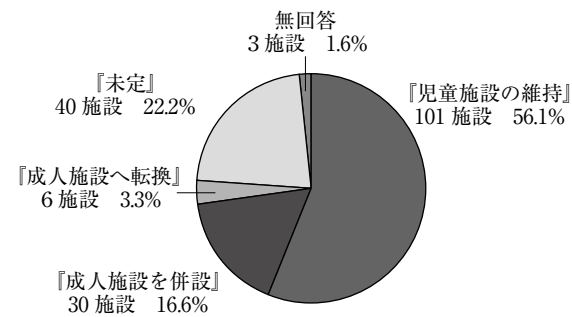
#### 4. 今後の障害児入所施設の方向性について

法改正により満20歳以上の延長措置が廃止されるのは40年ぶりである。在所延長規定により知的障害児施設は満18歳以上が在籍者数の50%を超える状態になり、その対策が緊急の課題になっていた。今回の法改正にあたって、実態に配慮して経過措置が講じられたが、次の施設指定期間の更新までに以下のような選択を求められている。



##### (1) 今後の方向性の選択について【表10】

今後の方向性の選択については、調査段階では右のグラフの通り、「①児童施設として運営する」が101施設56.1%、「②成人施設を併設する」が30施設16.6%、「③成人施設へ転換する」が6施設3.3%、「④未定」が40施設22.2%であった。



##### ①障害児施設として維持の場合

満18歳、特に高等部卒業に合わせて障害者福祉サービスへの移行を担保する。特に児童期に入所施設に入所した場合、家庭復帰は極めて困難で、居住の場の確保が前提となる。【表10】によれば満18歳以上の在籍者のうち成人の障害福祉サービスへの移行の目途がたったのは38施設（回答施設の37.6%）、「その他」を選択した42施設41.5%については、満18歳以上の在籍者の成人サービスへの移行の目途がたっていない。児童施設として運営したいという意思の表れともいえる。

満18歳から20歳に障害者福祉サービス利用の場合、利用者の保護者が扶養・養育ができないケースでは利用者負担が困難であり、何らかの給付措置が必要である。

⇒ 障害児から障害者福祉サービスへの移行については、第三期障害福祉計画への反映、障害児施設の満18歳以上の入所者の移行に対する基盤整備、移行の確保が課題である。

⇒ 今後の障害児支援の体制から、家庭分離して施設で暮らす必要性について見直しを立てる必要がある。都道府県において必要とする定員数と施設数、身近な地域でのケアを基本とする小規模地域分散化等、総合的な障害児支援の計画化の提案が求められている。

##### ②成人施設を併設・成人施設に転換の場合

今回、成人施設に転換する6施設と成人施設を併設する30施設と合わせて36施設（20.0%）が回答した。そのうち都道府県所管課と協議して了解が得られたのが11施設、他は協議中である。者への転換を希望しているが了解が得られていないと2施設が回答している。

児童施設に成人施設を併設することについては、平成11年に児童施設の空き等有効活用策として知的障害児施設では定員10名（盲・ろうあ施設は5名）から併設が可能とする措置が講じられた。平成19年には障害者自立支援法との関係で通知改正があり、障害者支援施設の面積等は新基準を適用することとなった。この通知との今後の併設する場合との整合性、関係性が明確になっていない。

今回の併設する場合の要件は、次の改築までは現在の障害児施設の基準で障害者支援施設を併設することを可とする弾力的な対応になっている。但し、人員基準は障害者支援施設の人員数に応じた障害者支援施設の基準を満たすことと説明を受けている。

- \* 指定基準は、障害者支援施設の指定基準のうち人員配置基準を満たせば良く、設備・面積等の基準は現行の障害児施設の基準を満たしていれば良い。
- \* 併設・転換する障害者支援施設は、施設入所支援と生活介護を基本とした報酬算定要件となる。
- \* 併設の場合、障害児施設と障害者支援施設定員数は移行時点での年齢等に応じてそれぞれの定員数を決めるが、その後の変更については再度確認する。

※日額制であるので現員数の変更により各施設の定員数としてよいか。

⇒ この場合、障害児施設では満20歳で退所して併設の障害者支援施設に移行すると障害児施設の定員数が減少し、全員が満20歳以上となり障害者支援施設に転換することになると考えられる。

※併設する場合において障害児施設の定員を定めると単独の障害児施設と同様に満20歳で退所して障害者支援施設等に移行することになる。

⇒ 成人施設へ転換するのは6施設、うち2施設は施設として転換したいが自治体の了解が得られていない。

##### ③方針決定の保留の場合

40施設22.2%が保留していることは、在籍者の成人施設への移行の目途が立たない、併設を導入するにあたり基準等に課題があるとの認識が背景にある。

【表10】 今後の方向性について

	24年4月		25年2月	
	施設数	%	施設数	%
(1)児童施設のみで運営	85	50.2	101	56.1
高校卒業生がいないので維持できる	-	-	6	-
満18歳以上の移行の目途がたつ	-	-	38	37.6
その他	-	-	42	41.5
(2)成人施設（障害者支援施設等）を併設	37	21.8	30	16.6
所管課と協議し了解を得た	-	-	8	26.6
協議している	-	-	10	33.3
今後、協議する	-	-	9	-
(3)成人施設（障害者支援施設等）に転換	5	2.9	6	3.3
都道府県と協議し了解を得た	-	-	3	50.0
希望しているが県の了解が得られていない	-	-	2	-
(4)未定	39	23.0	40	22.2
成人施設への移行の目途が立たない	-	-	8	-
併設の場合の基準等に課題がある	-	-	10	-
都道府県との協議がないため	-	-	9	-

【表11】 併設・転換の予定年度

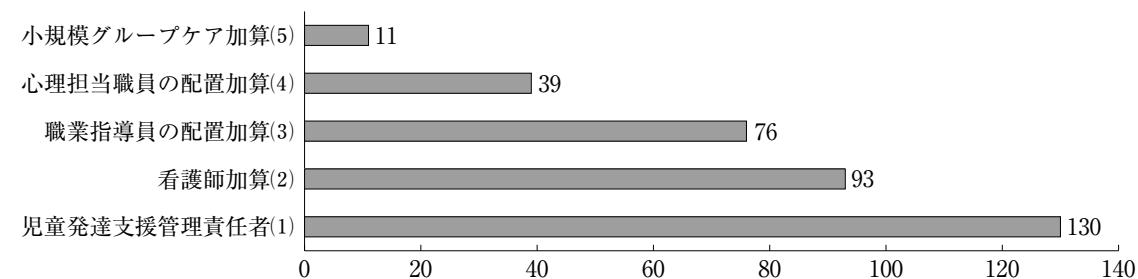
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度～
併設	3	2	3	1	1	5	8
転換		1		2		1	1

## 5. 各種加算の申請状況【表12】

平成24年度からの新規の加算は、児童発達支援管理責任者130施設（72.2%）、小規模グループケア加算11施設（6.1%）に止まっている。

特に施設環境と人員配置が要件の小規模グループケア加算の数は11施設22単位147人と少ないが、加算要件も施設あたり単位数、人数の制限がなくなり、実施施設にとっては単位ごとに1名職員配置が可能な加算額になっている。

看護師加算93施設51.6%、心理担当職員加算39施設21.6%、職業指導員加算76施設42.2%と比較的加算申請が少ないといえる。加算要件を満たしていない、加算なので継続性に不安がある、看護師の雇用が難しい等いろいろな原因が想定できるが施設での生活支援の質の向上に役立てたいものである。



【表12】 加算の申請状況について

	施設数	%
(1)児童発達支援管理責任者	130	72.2
(2)看護師加算	93	51.6
(3)職業指導員の配置加算	76	42.2
(4)心理担当職員の配置加算	39	21.6
(5)小規模グループケア加算	11	6.1

対象数 22単位 147人

## 6. 新事業等の実施状況【表13】

新規事業の実施状況は、前回調査と変わりなく実施率は低い。児童発達支援センター・事業が29施設16.1%、放課後等デイサービス事業31施設17.2%、障害児相談支援事業33施設18.3%と少ない。

短期入所事業は150施設83.3%、うち空床型のみ42施設、専用居室を持つ併設型は106施設、定員数は405人で1施設当たり2.7人に止まる。

【表13】 新規事業等の実施状況

事業	実施数	%	定員
(1)児童発達支援センター	6	3.3	61
(2)児童発達支援事業	23	12.7	263
(3)放課後等デイサービス事業	31	17.2	352
(4)保育所等訪問支援	8	4.4	-
(5)障害児相談支援事業	33	18.3	-
(6)指定特定相談事業（障害児対象）	28	15.5	-
(7)指定一般相談事業（障害児を中心に）	21	11.6	-
(8)障害児等療育支援事業	28	15.5	-
(9)短期入所事業 内訳 空床型のみ 42 空床+併設 106 単独型 2	150	83.3	405
(10)日中一時支援事業	137	76.1	-
(11)居宅介護事業（障害児対象）	7	3.8	-
(12)グループホーム・ケアホーム（児童施設が中心にバックアップ）	17	9.4	-



別表 施設認可の都道府県別一覧

	施設数	定員	在籍数	在籍率	18-19歳	20歳以上	18歳延長率	20歳延長率	成人指定	
北海道	13	516	501	97.1	52	162	42.7	32.3	9	
東北	青森	6	300	201	67.0	41	24	32.3	11.9	5
	岩手	4	170	150	88.2	20	31	34.0	20.7	3
	宮城	1	10	9	90.0	1	7	88.9	77.8	1
	秋田	4	110	107	97.3	15	59	69.2	55.1	4
	山形	3	90	52	57.8	4	4	15.4	7.7	2
	福島	6	260	205	78.8	37	42	38.5	20.5	4
関東	茨城	6	200	194	97.0	22	83	54.1	42.8	5
	栃木	4	140	130	92.9	20	54	56.9	41.5	4
	群馬	4	144	136	94.4	15	30	33.1	22.1	3
	埼玉	4	170	112	65.9	11	57	60.7	50.9	4
	千葉	6	251	251	100	34	23	22.7	9.2	3
	東京	5	302	205	67.9	24	26	24.4	12.7	2
	神奈川	7	300	252	84.0	28	39	26.6	15.5	4
	山梨	1	70	54	77.1	5	8	24.1	14.8	1
	長野	1	60	38	63.3	1	0	2.6	0	0
	静岡	9	392	310	79.1	30	16	14.8	5.2	4
東海	愛知	4	210	200	95.2	16	6	11.0	3.0	1
	岐阜	2	90	90	100	8	6	15.6	6.7	1
	三重	4	168	142	84.5	25	18	30.3	12.7	3
北陸	新潟	7	220	160	72.7	21	61	51.3	38.1	4
	富山	2	100	61	61.0	5	0	8.2	0	0
	石川	2	40	31	77.5	6	13	61.3	41.9	1
近畿	福井	1	30	21	70.0	4	0	19.0	0	0
	滋賀	1	100	88	88.0	7	6	14.8	6.8	1
	京都	2	90	88	97.8	4	69	83.0	78.4	2
	大阪	3	225	211	93.8	39	68	50.7	32.2	3
	兵庫	7	256	243	94.9	28	67	39.1	27.6	7
	奈良	2	40	34	85.0	6	0	17.6	0	0
中国	和歌山	1	50	49	98.0	9	14	46.9	28.6	1
	鳥取	2	85	65	76.5	9	0	13.8	0	0
	島根	5	160	121	75.6	18	14	26.4	11.6	2
	岡山	4	230	191	83.0	27	22	25.7	11.5	2
	広島	6	155	149	96.1	18	47	43.6	31.5	5
四国	山口	2	70	68	97.1	6	17	33.8	25.0	1
	徳島	2	130	84	64.6	3	1	4.8	1.2	1
	香川	2	50	49	98.0	4	0	8.2	0	0
	愛媛	4	100	92	92.0	5	62	72.8	67.4	3
	高知	2	70	71	101.4	8	26	47.9	36.6	2
九州	福岡	8	370	322	89.7	27	52	24.5	16.1	4
	佐賀	2	70	61	87.1	6	4	16.4	6.6	1
	長崎	2	70	63	90.0	10	3	20.6	4.8	2
	熊本	5	260	236	90.8	44	28	30.5	11.9	2
	大分	2	92	82	89.1	9	27	43.9	32.9	2
	宮崎	3	115	98	85.2	21	14	35.7	14.3	2
	鹿児島	6	220	183	83.2	33	56	48.6	30.6	5
沖縄	2	70	67	95.7	12	9	31.3	13.4	2	

	施設数	定員	在籍数	措置数	18歳未満措置率	措置率	19年措置率
北海道	13	516	501	173	42.7	34.5	20.1
東北	青森	6	300	201	24	14.7	11.9
	岩手	4	170	150	46	38.3	30.6
	宮城	1	10	9	1	100	11.1
	秋田	4	110	107	9	21.2	8.4
	山形	3	90	52	14	31.8	26.9
	福島	6	260	205	84	50.7	40.9
関東	茨城	6	200	194	64	64.0	32.9
	栃木	4	140	130	52	75.0	40.0
	群馬	4	144	136	51	46.1	37.5
	埼玉	4	170	112	32	59.0	28.5
	千葉	6	251	251	181	78.3	72.1
	東京	5	302	205	91	50.3	44.3
	神奈川	7	300	252	179	87.3	71.0
	山梨	1	70	54	37	80.4	68.5
	長野	1	60	38	10	27.0	26.3
	静岡	9	392	310	227	78.7	73.2
東海	愛知	4	210	200	189	97.1	94.5
	岐阜	2	90	90	38	44.7	42.2
	三重	4	168	142	118	87.9	83.1
北陸	新潟	7	220	160	33	35.9	20.6
	富山	2	100	61	37	62.5	60.6
	石川	2	40	31	11	68.7	35.4
近畿	福井	1	30	21	11	52.9	52.3
	滋賀	1	100	88	50	62.6	56.8
	京都	2	90	88	9	46.6	10.2
	大阪	3	225	211	112	75.0	53.0
	兵庫	7	256	243	91	45.9	37.4
	奈良	2	40	34	19	57.1	55.8
中国	和歌山	1	50	49	20	61.5	40.8
	鳥取	2	85	65	21	35.7	32.3
	島根	5	160	121	66	62.9	54.5
	岡山	4	230	191	117	68.3	61.2
	広島	6	155	149	53	52.3	35.5
四国	山口	2	70	68	18	35.5	26.4
	徳島	2	130	84	31	38.7	36.9
	香川	2	50	49	21	42.2	42.8
	愛媛	4	100	92	12	44.0	13.0
	高知	2	70	71	9	21.6	12.6
九州	福岡	8	370	322	189	67.1	58.6
	佐賀	2	70	61	44	78.1	72.1
	長崎	2	70	63	9	18.0	14.2
	熊本	5	260	236	94	49.3	39.8
	大分	2	92	82	39	83.7	47.5
	宮崎	3	115	98	34	42.8	34.6
	鹿児島	6	220	183	26	24.4	14.2
沖縄	2	70	67	36	67.3	53.7	

※長野県は4月調査を掲載

平成24年度 旧知的障害児施設 緊急実態調査Ⅱ

(財)日本知的障害者福祉協会

おわりに

本調査は、前回調査（平成24年4月1日施行の児童福祉法改正の実態を明らかにするために実施した平成24年4月1日基準日の調査）後の実態の推移を把握するために、4月以降の動向を含めて平成25年2月1日を基準日として実施しました。

前回調査結果とは大きな相違がみられなかったが、回答施設が増えたことが障害児入所施設の将来像に向けて関心、不安があることから本会児童発達支援部会に対する期待と国に対する要望等が背景にあると推察しています。お忙しい中を調査にご協力いただいた施設の皆様に感謝申し上げます。

今回の調査結果は、前回調査も含めて児童発達支援部会の平成25年度の活動に活かすこととしています。さらに、今後の旧知的障害児施設としての将来像を描くとともに、施設現場がかかえる課題解決に向けて努力したいと思います。

※以下の設問について  に数値の記入、 該当に○又はし印をつけてください。

施設名		都道府県		設置主体	公立直営・事業団組合・公設民営・民立民営
-----	--	------	--	------	----------------------

1. 定員・在籍数（平成25年2月1日現在で記入して下さい。年齢区分は3月末の年齢で記入のこと）

定員	在籍数	人	～6歳	7～12歳	13～15歳	16～17歳	18～20歳未	20歳以上
人	契約	人	人	人	人	人	人	人
	措置	人	人	人	人	人	人	人

上記の現に在籍している児童が満18歳になる年度に、18歳になる人数を記入ください。（退所予定も含めて）

24年度末迄	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人	人	人	人	人	人

2. 入・退所の状況 ※平成24年度の状況、2月以降は見込み数をご記入下さい。

		24年4月～25年1月末	25年2月～3月末（予定）
入所数	措置	人	人
	契約	人	人
退所数	措置	人	人
	契約	人	人

3. 満18歳以上の在籍者に対する対応

(1) 24年4月1日現在で満20歳以上の在籍者がいるため障害者支援施設の指定を受けた	<input type="checkbox"/> はい	人	<input type="checkbox"/> いいえ
(2) 4月2日以降、在籍者が満20歳になったため障害者支援施設の指定を受けた	<input type="checkbox"/> いる		<input type="checkbox"/> いない
(3) 24年度中に退所した者のうち満18歳以上がいますか	<input type="checkbox"/> いる	人	<input type="checkbox"/> いない
(4) 24年度中に満18・20歳に達した等の理由で児童相談所から市町村にケース移管がありますか	<input type="checkbox"/> ある	人	<input type="checkbox"/> ない
①(4)の場合に施設に事前に説明がありましたか ※年度内退所も含む	<input type="checkbox"/> ある	人	<input type="checkbox"/> ない
②(4)の場合に措置児童が市町村による「やむを得ない措置」となった事例がありましたか ※年度内退所含む	<input type="checkbox"/> ある	人	<input type="checkbox"/> ない
③現在、満18歳から20歳未満で市町村に移管した	人	④児童相談所が継続	措置 人 障害児給付費 人
(5) 24年4月以降、満18歳以上の対応について児童相談所から何らかの協議がありましたか	<input type="checkbox"/> はい		<input type="checkbox"/> いいえ
(6) 24年4月以降、満18歳以上の対応について都道府県所管課と協議がしましたか	<input type="checkbox"/> はい		<input type="checkbox"/> いいえ

4. 平成24年度加算の状況について

(1) 児童発達支援管理責任者を専任配置して加算を受けている	<input type="checkbox"/> はい		<input type="checkbox"/> いいえ
(2) 看護師配置加算を受けている	<input type="checkbox"/> はい		<input type="checkbox"/> いいえ
(3) 職業指導員の配置加算を受けている	<input type="checkbox"/> はい		<input type="checkbox"/> いいえ
(4) 心理担当職員配置加算を受けている	<input type="checkbox"/> はい		<input type="checkbox"/> いいえ
(5) 小規模グループケア加算を受けている	<input type="checkbox"/> はい	単位数	単位 計 人 <input type="checkbox"/> いいえ

5. 今後の対応はどのようにしますか（該当する小項目にもチェックをお願いします。）

- (1) 児童施設のみで運営 【 高校卒業生がいらないので維持できる  満18歳以上の移行の目途がつく  その他】
- (2) 成人施設を併設(予定 年度) 【 所管課と協議し了解を得た  協議している  今後、協議する】
- (3) 成人施設に転換(予定 年度) 【 都道府県と協議し了解を得た  希望しているが県の了解が得られていない】
- (4) 未定 【 成人施設への移行の目途がつかない  併設の場合の基準等に課題がある  都道府県との協議がないため】

6. 法改正新事業等の実施について ※実施事業の番号にチェックし定員のある事業は定員数をご記入下さい。

※児童施設を主として実施している場合に限る

- (1) 児童発達支援センター 定員  名  (2) 児童発達支援事業 定員  名
- (3) 放課後等デイサービス事業 定員  名  (4) 保育所等訪問支援
- (5) 障害児相談支援事業  (6) 指定特定相談事業（障害児対象）  (7) 指定一般相談事業（障害児対象）
- (8) 障害児等療育支援事業  (9) 短期入所事業（専用定員 名 空床型 併設型 単独型）
- (10) 日中一時支援事業  (11) 居宅介護事業  (12) ケアホーム・グループホーム

